

I 健康危機管理の拠点としての機能の充実

1 自然災害や様々な感染症、食中毒等の健康危機管理事案に対する体制整備

事業の実施状況

1 新型コロナウイルス感染症への対応

- (1) 診療及び入院調整に関する医療機関向け説明会の開催： 1回(目標) ⇒ 1回(実績)(4/19)
- (2) 体制整備等に係る高齢者施設対象の啓発や研修の実施： 1回(目標) ⇒ 施設への訪問指導14回(実績)(うち感染管理認定看護師の同行8回)

2 社会福祉施設、病院における食中毒・感染症対策

- (1) 感染症情報の提供： ホームページ(毎週更新「あなたの街の感染症情報」)、メール・FAX等による情報提供(随時)
- (2) 食中毒・感染症対策研修会等の開催： 1回(目標) ⇒ 2回(実績)(10/5、10/6 社会福祉施設職員向け研修会)
- (3) コホート検討会の開催： 1回(目標) ⇒ 1回(実績)(2/8)

3 関係機関との連携強化及び体制整備

- (1) 関係機関との感染症研修会の実施： 1回(目標) ⇒ 2回(実績)(5/24 竹田市保健医療班・避難所班連携会議での避難所での感染症対策研修)
11/2 感染対策合同カンファレンスでの新興感染症発生時の災害対応訓練)
- (2) 市と合同の大規模災害時健康危機管理研修の実施： 1回(目標) ⇒ 1回(実績)(11/20)
- (3) 難病患者等の個別避難計画作成等にかかる会議の開催： 各市2回(目標) ⇒ 各市2回(実績)(竹田市(4/24、2/19)、豊後大野市(5/9、2/29))
- (4) 感染対策合同カンファレンスや医療機関立入検査での情報提供： 合同カンファレンスへの参加4回、医療立入検査21カ所、県南豊肥CNIC連絡会3回
市医師会理事会での情報提供2回、AMR対策に係る病院との共有会議3カ所
- (5) 「健康危機対処計画」の策定： 令和6年3月策定、関係機関への説明

事業の成果等

- 1 (1) 新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応変更を確認することで、円滑な移行と診療体制の整備を行うことができた。
- (2) 感染管理認定看護師を同行し、適切かつ具体的な指導を行うことで、感染拡大防止につながった。また、施設に出向くことで、対策の現状や課題を把握し、施設の特徴に応じた助言、指導を行うことができた。
- 2 (1) 収集した患者情報を解析し、地域ごとの流行状況の発信や注意喚起を行うことで、医療、施設関係者及び地域住民の感染症対策に役立てることができた。
- (2) 入所系福祉施設の看護・介護職員を対象に、基本的な感染拡大防止対策の情報提供や嘔吐物処理の演習を行うことで、対応力の向上につながった。また、演習の動画をホームページに掲載したことで、施設内での復命、研修に役立てた。
- (3) 施設を対象としたアンケート調査や今年度の治療成績、過去5年間の統計の分析により、管内の課題が抽出でき、コホート検討会で管内CNICと共有、今後の連携について検討することができた。
- 3 (1) 市の開催する保健部門と避難所運営部門の連絡会議にて避難所での感染症対策の研修を行い、市の連携体制や対応力の強化につながった。管内医療機関と協働して、感染症発生禍に災害が起こった場合を想定した訓練を実施し、保健所の役割や医療機関の平時の備えの必要性等を共有することができた。
- (2) 災害時保健活動における受援・応援体制について確認するとともに、情報管理の基本となるクロノロジーの演習を実施し、関係職員の災害対応能力の向上と地域の保健医療活動体制の強化に寄与した。
- (3) 医療機器を利用している難病患者個別避難計画作成の支援を行い、竹田市3件、豊後大野市1件の計画作成の取組ができた。
- (4) 様々な機会を捉えて情報を医療機関とタイムリーに共有し、対応確認や意見交換を行うことで、感染拡大予防、対応力の向上につながった。
- (5) 平時から感染症まん延等への準備を計画的に進めるとともに、感染状況に応じた取組や体制整備について定めることができた。

今後の方向性・改善計画等

- ・今後も、新型コロナウイルス感染症を含めたすべての感染症の発生、感染拡大予防ができるよう、感染管理認定看護師等と連携し、社会福祉施設等の対応力向上のための研修、実地指導を継続する。
- ・関係機関と連携したシミュレーションや各種会議等を継続し、感染症情報の共有や災害発生時の連携体制、対応方法の確認を行い、有事に備えた体制整備を行う。
- ・引き続き、市が作成する難病患者等の避難行動要支援者名簿及び実動可能な個別避難計画作成の支援を行う。
- ・健康危機対処計画の内容を職員に周知徹底するとともに、適宜、評価、見直しを行い、実効性の担保に努める。

I 健康危機管理の拠点としての機能の充実

2 ポストコロナに向けた食品衛生対策(営業施設の指導等)の推進

事業の実施状況

1 食品による健康被害防止対策

- (1)施設におけるHACCP指導及び定着支援 : 190件(目標) ⇒ 216件(実績)
管内の食品等事業者に対し、主に営業許可の新規又は更新調査時にHACCPの実施状況を確認し、指導等を行った。
- (2)焼肉店等への監視指導 : 25件(目標) ⇒ 30件(実績)
食肉の生食用や加熱不十分な調理での提供について監視指導を行った。
- (3)有毒植物等に関する情報提供回数 : 25件(目標) ⇒ 28件(実績)
道の駅などの直売所に対し、有毒植物や毒キノコによる食中毒防止について注意喚起を行った。

2 食品表示対策

講習会における食品表示指導回数 : 8回(目標) ⇒ 8回(実績)

3 旅館・ホテル、公衆浴場等の入浴施設でのレジオネラ感染防止対策

入浴施設営業者に対するレジオネラ症対策講習会 : 1回(目標) ⇒ 1回(実績)(2/26)

事業の成果等

- 1 (1)HACCPに沿った衛生管理が未導入または不十分だと思われる営業者には、事業者の取組段階に応じた個別の指導を行ったことで、HACCPの定着促進につながった。
(2)生食用食肉や加熱不十分な食肉の提供に関する監視指導を行うことで、食肉による食中毒のリスクに関する営業者の理解が深まり、適正な調理及び販売につながった。
(3)ポスターやリーフレットを活用し、食用と確実に判断できない植物やキノコ類の採取・販売を行わないよう農産物直売所等に注意喚起を行うことで、有毒植物や毒キノコによる食中毒の未然防止につながった。
- 2 講習会の中で、適正な食品表示をするためのポイントや改正された表示基準の説明を行うことで、事業者の理解促進につながった。
- 3 レジオネラ症対策講習会を実施することにより、入浴施設営業者への感染防止対策に対する意識を高めることができた。

今後の方向性・改善計画等

- 1 HACCPに沿った衛生管理が制度化されたが、管内には多くの小規模事業者があるため、HACCPの取組状況を事業所立入りの際にチェックし、引き続き、事業者の取組段階に応じたHACCPの定着支援を実施していく。
全国的に加熱不十分な食肉及びアニサキスによる食中毒が多く発生していることから、事業者や消費者に食中毒防止の啓発を行う。
- 2 県内で不適正なアレルギー表示による自主回収事例が発生していることから、引き続き、食物アレルギー事故を防ぐため、適正な表示について指導を徹底する。
- 3 引き続き、入浴施設営業者への講習会等により、レジオネラ症対策の理解を深め、衛生管理の徹底を図る。

Ⅱ 健康寿命日本一に向けた取組

1 健康づくりの推進

事業の実施状況

1 働く世代の健康づくり(健康経営事業所における健康づくりの支援強化)

- (1)健康経営事業所元気セミナー : 2回〔目標〕 ⇒ 1回〔実績〕
 (2)おおいと心と体の職場環境改善アドバイザー派遣事業 : 2か所〔目標〕 ⇒ 1か所〔実績〕(訪問2回)
 (3)事業所訪問 : 年10事業所以上〔目標〕 ⇒ 25事業所(延27回)〔実績〕

2 食育の推進

- (1)給食で「減る脂～DASH食」を提供した給食施設数 : 5施設以上(目標) ⇒ 18施設(実績)
 (2)食の健康応援団への情報発信等:年1回以上(目標) ⇒ 更新対象店舗への周知1回、更新店舗への利用者聞き取り10店舗、新規登録店3店舗(実績)
 (3)高校生への情報発信 :年3回以上(目標) ⇒ 年3回、食育連携事業 年6回(竹田市1回、豊後大野市5回)
 高齢者への情報発信 :年2回(目標) ⇒ 年3回(実績)スーパー、道の駅等にて野菜のポップやレシピ配布、うち2回でフレイル予防のチラシ配布

3 アルコール健康障害対策の推進

- (1)医療機関への実態調査 :年8件(目標) ⇒ 年9回(実績)、研修会の開催 : 年1回(目標) ⇒ 年1回(実績)(11/10)
 (2)アルコール依存症対策関係者連絡会議の開催 : 年2回(目標) ⇒ 年2回(実績)(7/26、12/22)

事業の成果等

- 1 事業所元気セミナーは16事業所26名の参加が得られた。保健所主催のセミナーは1回であるが、労基署の労働衛生週間説明会で時間をいただき研修したことでより多くの事業所へ情報発信することができた。その結果、健康経営事業所の新規登録事業所の増加につながった。
 アドバイザー派遣事業では、事業所の現場の課題に即した健康づくりの取組を提案でき、事業所ぐるみの健康づくりへとつながった。
 事業所訪問は市の保健師と同伴したことで、地域の健康づくり情報を届け、具体的な取組支援につながり、認定率の向上につながった。
 (R5健康経営登録事業所139ヶ所(前年度+13ヶ所)、認定率41%(前年度+6.1%))
- 2 保育所等で活用することで不足しがちなカルシウム等を補え、減塩にもつながる発育応援レシピを保育所の献立で使用した施設が85%以上あった。
 食の健康応援団については、関係者等に周知し、活用を促す機会を得た。また、市と連携することで登録店舗を増やすことができた。
 食育の普及啓発を各市と連携して取り組み、各市が課題としている内容を含めた情報提供を行うことができた。また、高校での食育事業を市と連携して実施することで啓発と同様の効果を得た。道の駅やスーパーでの情報発信については、高齢者向けの情報提供を2回行うことができた。
- 3 支援者間で、アルコール健康障害が地域の課題である共通認識を持つことができた。改善に向けて、地域の関係者が連携し、早期介入から治療、回復支援の切れ目ない支援体制の構築を推進することができた。

今後の方向性・改善計画等

- 1 事業主や事業所の健診管理担当者等を対象とした事業所セミナーや、ケーブルテレビを活用した情報発信等で、好事例の横展開による事業所ぐるみの健康づくりを促進させる。また、市保健師や協会けんぽと連携した事業所の訪問支援を行い、新規登録事業所の拡大、認定事業所の増加を図る。
 2 食育はどの年代も取り組む必要があるため、若い世代への取り組みを継続するとともに高齢期についても情報提供が定期的な実施できるよう取り組む。
 3 アルコール健康障害対策の切れ目ない支援体制の構築を推進するため、連絡会議を通して、関係機関と連携を深めていく。

Ⅱ 健康寿命日本一に向けた取組

2 地域包括ケアシステムの深化

事業の実施状況

1 在宅医療・介護連携推進事業の支援

- (1) 各市協議会や専門部会、地域ケア会議検討会等への参画及び研修会等の企画・運営支援 : 34回(実績)(竹田市20回、豊後大野市14回)
- (2) 広域的な課題に係る関係者との意見交換会の開催 : 1回(目標) ⇒ 3回(実績)(8/2、12/20、3/5 医療連携相談員連絡会)

2 入退院時情報共有ルールに基づく連携の質の向上

退院時連絡率の維持・向上 : 86.3%(R1年度調査) ⇒ 92.7%(R4年度調査)

3 在宅医療介護連携推進に向けた関係者の資質の向上

- (1) 在宅医療・介護連携推進関連の会議・研修会の開催: 1回(目標) ⇒ 1回(実績)(12/20 医療連携相談員と介護支援専門員の合同研修会)
- (2) 精神障がい者支援関連の会議・研修会の開催 : 5回(目標) ⇒ 6回[実績](4/28、4/28、9/1、11/10、12/25、3/8)
- (3) 認知症地域医療連携の会議・研修会の開催 :
 早期発見・早期対応ができる連携体制の構築に向けた両市と認知症疾患医療センターと協働した企画会議3回(6/30、9/22、2/6)、
 かかりつけ医・コメディカル向け研修会1回(12/1)、両市医師会代表者が参加する検討会1回(3/7)
 豊肥地域医療相談員連絡会、看護管理者代表者会議での事業説明

事業の成果等

- 1 各市の在宅医療介護連携に関する取組を関係者間で連携して推進することができた。地域医療連携相談員との連絡会の開催により、豊肥地域の入退院時の情報共有、支援の実態や課題を把握するとともに、関係者間の連携体制の強化に寄与した。
- 2 入退院時情報共有ルール運用実態調査の結果を関係者と共有したことで、ルールの運用促進に向けた取組につながった。
- 3 (1) 医療と介護の関係者間での意見交換や課題の共有により、連携体制が強化され、支援の充実につながった。
 (2) 精神保健医療福祉関係者とともに精神障がい者の地域移行、在宅生活の支援について協議を行い、支援体制づくりが推進できた。
 (3) 各市が実施するMCIのスクリーニング事業を基軸にした、豊肥地域のかかりつけ医や専門医との連携方策について、関係機関と共有し、実践できた。

今後の方向性・改善計画等

- 1 引き続き、市や関係機関と連携して、地域の課題に沿った地域包括ケアシステムの構築をさらに推進する必要がある。
- 2 入退院支援の実態や関係者の意見を踏まえ、連携の質の向上が図られるよう、入退院時情報共有ルールの見直し等を検討する。
- 3 (1) 他職種間の顔の見える会議・研修を開催し、さらなる連携の強化を図る。
 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築を推進していくために、両市の協議の場が精神障がい者の地域移行・地域定着の課題解決に向けた議論を展開できるように両市を支援する。
 (3) かかりつけ医等と連携する仕組みについては保健所として一定の役割を果たしたと判断し、今後は、両市及び認知症疾患医療センター主体の認知症関連事業をベースに、さらに持続可能な連携システムと発展できるよう各市やセンター主催の会議等へ参画・支援していく。

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

事業の実施状況

1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

- (1) 環境教育アドバイザー制度の周知 : 10回(目標) ⇒ 22回
- (2) おおいたうつくし作戦地域連絡会 : 1回(目標) ⇒ 1回(実績)(4/25)

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 事業場への立入調査 : 40件(目標) ⇒ 55件
- (2) 水環境保全活動への支援 : 1回(目標) ⇒ 2回(実績)(竹田市、柴北川を愛する会)

3 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進

廃棄物の不法投棄や不適正処理防止に向けた巡回監視 : 140件(目標) ⇒ 153件

4 アスベスト飛散防止対策の強化

建設リサイクル法に基づく合同パトロール : 2回(目標) ⇒ 2回(実績)(6/19、10/26)

事業の成果等

- 1 様々な講習会等を通じ、環境教育アドバイザー制度を周知し、環境教育アドバイザーの派遣を促した。また、高等学校へ水生生物調査実施用の資機材を提供し、学生の環境保全活動への理解を深めた。
- 2 豊かな水環境保全の推進に向け、事業場排水の監視・指導を行うとともに、浄化槽管理者に維持管理に係る講習会を実施し、周知を図った。また、管内で開催された清掃・美化活動に参加するなどの支援により、河川保全活動を推進した。
- 3 廃棄物の不法投棄や不適正処理防止に向けた巡回監視を行い、個別の案件に対して市や警察とも連携して迅速に対応したことにより、不法投棄廃棄物の撤去を進めることができた。
- 4 合同パトロールで、解体業者等に適切なアスベスト飛散防止作業、アスベスト事前調査等について説明し、理解を深めることができた。

今後の方向性・改善計画等

- 1 引き続き、環境教育アドバイザー制度を周知し、より積極的に活用してもらい、環境教育活動の充実を目指す。また、環境保全活動団体等の交流促進や情報発信支援を進め、環境保全活動の活性化を推進する。
- 2 事業場排水の監視・指導に加え、浄化槽管理者に浄化槽の適切な維持管理を促し生活排水の水質悪化を防止するため、市と連携し、講習会等を実施する。また、流域住民による河川の清掃・美化活動などの河川保全活動への継続的支援を行っていく。
- 3 今後も廃棄物の不法投棄、不適正処理が発生する可能性があることから、管内市や警察署との連携強化を図り、巡回監視指導を強化することで、廃棄物の適正処理を推進する。
- 4 引き続き、パトロールを実施し、適切なアスベスト飛散防止作業の実施のため更なる周知を図る。

IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

事業の実施状況

1 ICT等を活用した保健所業務の効率化の推進

- (1) デジタル化を図った業務数 : 1件以上(目標) ⇒ 29件(実績)
(会議資料の電子配付、議事録の電子回覧、収去検査結果通知進捗状況作成、産廃許認可関係の電子決裁、結核患者管理 等)
- (2) kintoneを導入した業務数 : 1件以上(目標) ⇒ 7件(実績)
(社会福祉施設フェイスシート、水濁法台帳、結核患者・接触者健診管理 等)
- (3) 電子申請(Graffer等)を新たに導入した業務数 : 1件以上(目標) ⇒ 28件(実績)
(アンケート回答、会議・研修出欠確認、食品依頼検査、結核定期健康診断実績報告)
- (4) 所内プロジェクトチーム活動の実施 : PT会議:4回、電子決裁化の事務見直し、職員ICTスキルアンケート・評価、スキルアップOJTスペースの立ち上げ、外部講師によるkintone研修
- (5) デジタル技術(kintone、Graffer等)に係る研修の受講 : 1人あたり1回以上(目標) ⇒ 1人あたり1.9回(延べ80件)
(デジタル人材育成のための基礎研修、ITスキル向上研修、Graffer研修、行政手続電子化説明会、デジタルリテラシー、セキュリティ関係研修 等)
- (6) 県民に対するキャッシュレス決済の案内(窓口、ホームページ等)、キャッシュレス収納に係る事務マニュアルの整備 : キャッシュレス端末の配備 3月、今後マニュアル整備予定

事業の成果等

所内プロジェクトとしてICT活用推進チームを設置したことにより、電子決裁率の向上やkintone・Grafferの活用、ペーパーレス化等を、組織として意識的に行うことができ、業務の効率化につながった。
アンケートの結果から、職員のITスキルを可視化し、課題に沿った研修やOJTスペースの作成等を行うことで、ICT活用に具体的に取り組むことができた。

今後の方向性・改善計画等

- ・引き続き、所内プロジェクトチームを中心にICTの活用に取り組み、業務の効率化を図る。
- ・県の「電子文書管理方針」の策定により、行政手続や文書管理の電子化がさらに促進されることに伴い、スムーズかつ適切な電子文書の取扱いに取り組む必要がある。
- ・電子申請やキャッシュレス決済を周知し、県民サービスの向上に努める。